

女子差別撤廃条約実施状況第9回報告について

令和3年9月30日

内閣府男女共同参画局

1. 女子差別撤廃条約について

- (1) 男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約。
1981年発効。締約国数189か国。我が国は1985年に批准。
- (2) 締約国は、女子差別撤廃条約第18条に基づき、条約の実施状況に関する報告を定期的に提出している。女子差別撤廃委員会の導入した新たな報告手続（簡易報告手続）により、今回から、委員会から示される事前質問票に対する書面回答が報告となる。
- (3) 報告の提出後、対面審査を経て、最終見解が発出される。

2. 報告のポイント

- (1) 委員会から示された事前質問票に回答する形で、昨年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画に基づく取組を中心に、報告の対象期間（2014（平成26）年9月から2021（令和3）年6月までの約6年10か月）における条約の実施状況を記載。
- (2) 2021（令和3）年9月17日、報告として、事前質問票への回答を国連に提出。

女子差別撤廃条約実施状況第9回報告

(主なポイント)

政治的・公的活動への参画

- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を2021年に改正し、セクハラ・マタハラ防止のための研修、相談体制の整備等の規定を追加。

雇用

- 夫婦での子育てを促進するため、育児・介護休業法を改正。

女性に対するジェンダーに基づく暴力

- 2017年、刑法を改正し、「監護者わいせつ罪」及び「監護者性交等罪」の新設、配偶者間の強姦を含む強制的性交等罪についての法定刑の下限の引上げ等を実施。

教育

- 子供たちが生命を大切にし、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」を推進。

婚姻と家族関係

- 2020年4月に施行された改正民事執行法により、財産開示を強化（これにより、離婚を考えている女性は、配偶者が養育費を支払わない場合、裁判所を通じて、債務者の預貯金等の情報が取得可能となった。）。
- 養育費の支払い確保に向けた調査・検討、養育費制度を見直すための法改正の検討、安全・安心な面会交流のための具体策の検討を実施。

気候変動、災害のリスク削減及びマネージメント

- 2020年5月に地方公共団体に対し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用を依頼。

女性に対する差別の定義と法的枠組み

- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しつつ、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。

選択議定書が定める個人通報制度の導入

- 選択議定書に規定される個人通報制度の受入れの是非については、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、実施体制等の検討課題があり、引き続き、真剣に検討。

女性の地位向上のための国内本部機構

- 男女共同参画会議において、第5次男女共同参画基本計画の進捗状況を検証。毎年6月を目途に重点方針を決定し、予算編成に反映。